

沖縄県立芸術大学全学教育センター委員会規程

(平成23年9月29日評議会決定)

(趣旨)

第1条 全学教育センター設置規程（以下「設置規程」という。）第7条第4項の規定に基づき、全学教育センター委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、全学教育センター（以下「センター」という。）に所属する教員をもって組織する。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 全学教育の授業科目、履修方法に関すること。
- (2) センター予算の編成及び配分に関すること。
- (3) 全学教育を担当する非常勤講師の採用に関すること。
- (4) センター所属教員の選考に関すること。
- (5) その他、センターの運営に関する重要なこと。

(会議の招集)

第4条 委員会は、センター長が必要と認めたとき、又は構成員の3分の1以上の要求があったとき、センター長がこれを招集し、その議長となる。

(会議の定足数及び評決方法)

第5条 委員会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事録)

第7条 委員会は、議事録を備え、会議の日時、出席者、議事日程及び議決の要旨、その他必要な事項を記載する。

2 議事録は、センター長が保管し、構成員の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教務学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。